

えびの市拠点校方式による中学校部活動【Q&A】

R6.2.29 現在

Q 1：拠点校方式による中学校部活動とは
A：参加条件を満たした生徒を一つの学校（部活動）が受け入れる方式です。転校等を必要とせず、他の学校に部活動のみ参加できる制度です。
Q 2：参加条件とは
A：参加条件は2つあります。 ①在籍校に希望する部活動がない場合 （例）A中学校にはサッカー部がないため、拠点校部活動として開設されているB中学校のサッカー部に参加ができます。 ②在籍校に希望する部活動はあるが、部員数が競技人数に満たない場合（※部単位の参加） （例）A中学校にはサッカー部があるが、部員数が5名で競技人数を満たしていないため、拠点校部活動として開設されているB中学校のサッカー部に参加ができます。ただし、この場合は、A中学校のサッカー部に在籍する部員全ての参加を条件とし、個人での参加は認められません。
Q 3：拠点校部活動として開設されるための条件とは
A：条件は特にありません。部員数が競技人数に満たない場合等でも拠点校部活動の申請は可能です。申請にあたっては、学校、指導者、生徒及び保護者間で十分な協議を行った上で、市教育委員会に相談してください。
Q 4：拠点校方式による中学校部活動の解消とは
A：拠点校部活動として開設された部活動及びそれに参加した部活動が、年度途中または翌年度以降に単独での活動を希望する場合は、解消の対象となります。
Q 5：拠点校方式による中学校部活動の解消の条件とは
A：拠点校方式による中学校部活動に参加した全ての学校長の合意形成が条件です。なお、活動の解消の最終的な判断は、市教育委員会が行います。
Q 6：拠点校方式による中学校部活動の解消の条件を設定した理由とは
A：全ての生徒の活動の機会を確保するためです。 （例）3つの学校（部活動）で拠点校方式による中学校部活動を実施していた場合に、1つの学校（部活動）が独断で活動の解消を行ってしまうと、残された2つの学校（部活動）の生徒の活動の機会が損なわれる可能性があるため、活動していた全ての学校長の合意を必要とします。なお、合意後は、市教育委員会に報告し、最終的な判断は市教育委員会が行うものとします。また、中学校部活動の地域移行の観点から永続的な実施が理想的であることも条件設定の理由です。
Q 7：拠点校方式による中学校部活動の活動期間とは
A：申請日から申請日の年度末です。（単年度）
Q 8：拠点校方式による中学校部活動の実施期間が単年度の理由とは
A：拠点校方式による中学校部活動の実施においては、永続的な実施を理想としていますが、教職員の異動等の関係により、拠点校の変更が必要になるケースが想定されるため、実施期間を単年度としています。

Q 8：拠点校部活動の開設における申請のタイミングについて
A：年間を通して申請できます。ただし、中体連（夏）に参加する場合は、チーム編成の関係により、年度当初の４月第２週頃までに申請することが必要です。
Q 9：活動場所への移動については
A：移動については、保護者の責任のもと行っていただきます。
Q 1 0：平日は移動手段がないため、休日のみの参加は可能であるか
A：可能です。平日は、在籍校での活動が想定されますが、拠点校との調整・連絡等を行ってください。
Q 1 1：拠点校方式による中学校部活動と合同チームを編成することは可能であるか
A：可能です。ただし、中体連が定める合同チームの編成規定に基づいて、編成することになります。
Q 1 2：在籍校の顧問の先生はどのような対応になるのか
A：基本的に指導することは可能です。ただし、教職員の働き方改革の観点から拠点校と在籍校の顧問の先生が交互に指導することも選択肢の一つと考えられます。なお、在籍校の顧問の先生が指導を行う場合も手当の対象となります。
Q 1 3：拠点校部活動として開設された部活動はどのように周知されるのか
A：当該年度に初めて開設された場合は、市内中学生の保護者（３年生を除く場合あり）に文書での周知を行い、２つ目以降は各学校のあんしん安全メールで市内中学生の保護者（３年生を除く場合あり）に周知を行います。また、市ホームページでも周知を行います。
Q 1 4：拠点校方式による中学校部活動に参加している学校が複数ある場合のチーム名について
A：お互いの学校長で判断して決定します。
Q 1 5：拠点校方式による中学校部活動で中体連に参加した場合のユニフォームの取扱いについて
A：特に規定はなく、在籍校のユニフォームを使用することも可能です。
Q 1 6：部費の納め方について
A：部費の詳細については、各部活動で判断して決定してください。
Q 1 7：部活動等大会参加費補助金の申請はどこが行うのか
A：在籍校の生徒分も含め、拠点校が行います。
Q 1 8：拠点校方式による中学校部活動において、事故が起きた場合の対応について
A：活動中の事故及び移動中の事故（交通事故を除く）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付金が適用されます。なお、災害給付金の申請は在籍校が行うものとします。